

日本律令国家祭祀の等級について

矢野 建一

はじめに

養老神祇令には計一三種一九箇度の祭祀が収載されている。その順序は仲春の祈年祭から季冬の道饗祭まですべて時節にしたがって排列されており、個々の祭祀のもつ性格や重要度などとは何の関係もない。しかしこれとは別に律令国家の定めた一三種の祭祀に等級が存在したことが知られている。しかるに近世の国学はもとより近年精密さを増しつつある神祇祭祀の研究においても、この問題はほとんど正面から検討されたことがないといっても過言ではない。おそらくその最大の原因は日本固有の制度の多い神祇祭祀の分野のなかで、等級制度が少なくとも形のうへでは唐の祠令をそのままに近い状態で継承してきたことによるものと考えられる。すなわち、この制度を「中国の模倣」とする判断がこうした研究状況を生み出したと考えられるので

ある。しかし仮りにこの制度が唐の祠令などの模倣性の強いものであったとしても、それを導入する以上日本の律令国家にもそれなりの意図が存在したと見なければならぬ。以下、日本の祭祀等級制導入の意図を検討することによって、日本の律令国家祭祀の特質の一端を明らかにしてみたいと思う。

一、大祀・中祀・小祀

養老令は国家祭祀の等級について神祇令の第一二条のなかで

①凡一月齋為大祀、三日齋為中祀、一日齋為小祀

と定めている。すなわち律令国家の祭祀には大祀・中祀・小祀という三つの等級があり、その区分は「齋」の期間の長短によって決定されていたというのである。なおここで等級の基準となっている「齋」とは、令義解に「即ち此の

条の齋と称するは、皆な散齋なり」とあるごとく、神祇令
第一条のことであったと考えられる。

②凡散齋之内、諸司理事如旧、不得弔喪、問病、食完、
亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音楽、不預穢惡之事、
致齋、唯為祀事得行、自余悉断、其致齋前後、兼為散齋。

この「散齋」は祭祀以外の行為をことごとく禁じた「致齋」ほど厳密ではないが、致齋前後の一定期間、弔喪・問病・食完・不判刑殺・決罰罪人・作音楽・預穢惡之事などの行為を忌み慎むことであつた。つまり養老令においては、この禁忌（タブー）を遵守しなければならない期間（散齋）が祭祀の等級を決める基準となつていたのである。また③によれば、この散齋規定が適用される範囲は祭祀に供奉する神祇官などを神祇担当官司のみならず、祭祀とは直接関係ないあらゆる官司・官人に及んでいとされてゐる。すなわち律令國家の祭祀の等級制度は律令官人の行動を規制するとともに、それを通じて政治の分野にも有形無形の影響を及ぼす可能性を秘めていたと考えられるのである。

もつともここで注意しなければならないのは、神祇令に規定されたこのような等級制度も、じつは「祭祀尊重」を建前とする律令國家の理念上の産物にすぎず、現実の機能や役割はほとんど持っていなかつたのではないかと懸念されることである。事実、例えば令制下の神祇担当官司であ

れるのである。

また養老律令には、④⑤⑥のごとく直接祭祀の等級やその違反に対する罰則等を定めたものではないが、祭祀の等級に關連して次のような条文をみる事ができる。

③凡大祀不預申期。及不領告所司者。答五十。以故廢事者。徒一年。
依令。祭祀所司。預申太政官。散齋之日。平旦。領告諸司。其不預申期及不領下者。答五十。即雖申及領下事不周悉所坐不同。以故廢祀事者。所由官司徒一年。應連坐者。各依公刀法節級律罪。

幣帛之屬不如法。杖六十。
謂。不依常典。闕數者。杖八十。闕小者。全闕者。杖一百。全闕。謂。一坐。中小祀通減二等。從大祀以下犯者。中祀減大祀二等。小祀減中祀二等。故云通減二等。余条中小祀准此。
謂。下条大祀在散齋弔喪病疾。盜律盜大祀神御物之類。本条無中小祀罪名者。准此通減。

④八虐
六日、大不敬、謂、毀大社、及盜大祀神御之物、乘輿服御物（下略）

⑤凡盜大祀神御之物者。中流。
謂。供神御者。大社神室亦同。供神御者。謂。其擬供神御。謂。營造未成者。若饗薦之具。已饗呈者。徒二年。饗薦。謂。祭幣酒醴之屬。饗呈。謂。已入祀所經祀官省視者。未饗呈者。徒一年半。若盜釜甑七刀之屬。並從常盜之法。
謂。並不用供神。故刑常盜之法。見之屬。謂。盤盂雜器之類。

⑥諸臣礼服
一位礼服冠、深紫衣、牙笏、白袴、条帶、深縹紗褶、

る神祇官は、「祭祀尊重」の理念にもとづいて職員令では官司の筆頭に記載され、「百官之主」（令釈）と呼ぶにふさわしい位置を占めてゐる。しかしその長官伯の位階は、太政官はおろか八省の卿の位階よりも低い従四位下に位置づけられていたのである。こうした國家の祭祀に対する理念と実状の乖離については、すでにいくつか指摘されてゐるが、祭祀の等級制度もこうした理念上の産物であつた可能性は十分あると考えられるのである。しかし律令官人の服務規律の違反と罰則を定めた職制律には、

⑦凡大祀在散齋、而弔喪問疾、判署刑殺文書、及決罰、食安者、答五十、奏聞杖七十、
刑罰、定罪、殺、謂、殺罪人、官、違者答五十、若以此刑殺決罰等事奏聞者。杖七十。此等文書不得判署、及不得決罰杖

という規定がみられ、右の懸念が杞憂にすぎないものであつたことが知られる。⑧の在散齋弔喪条は、大祀の散齋中に喪を弔い、疾を問い、刑殺の文書に判署し、或は決罰・食安などの行為をなした者は答五十。また刑殺、決罰等のこと奏聞した者は杖七十に処し、致齋中にこれらを犯した者は罪二等を加算する。さらに祭祀の等級が中・小祀に当る時は「通に二等を減ぜよ」と定めていた。この条文が前掲⑨の散齋条をして全ての官人に遵守させるべく定められた法的強制力であつたことは明らかである。日本の祭祀の等級制度も実定法として一定の役割を果していたと考えら

錦襪、烏皮烏、三位以上、活紫衣、四位、深緋衣、五位、活緋衣、以外並同一位服、大祀大嘗元日、則服之
⑧内命婦礼服
一位礼服宝髻深紫衣（中略）自余皆准上大祀大嘗元日則服之

⑨凡決大辟罪、五位以上、在京者、刑部少輔以上監決、在外者、次官以上監決（中略）、其大祀及齋日、朔、望、晦、上下弦、廿四氣、假日、並不得奏決死刑、在京死囚、皆令彈衛士府監決、若囚有冤枉灼然者、停決奏聞

⑩論奏式
大政官謹奏其事
大政大臣位姓名
左大臣位臣姓名
右大臣位臣姓名
大納言位臣姓名等言云々
年月日
聞 御画
大納言位姓名

右大祭祀、支度國用（以下略）
このうちまず⑩の職制律大祀不預申期条は、凡祭祀、所司預申官、官散齋日平旦、頒吉諸司

凡供祭幣帛、飲食、及菓実之属、所司長官、親自檢校、必令精細、勿使穢雜

という神祇令の祭祀条・供祭祀条に違反した際の罰を定めただものである。ここではもし神祇官が大祀の期日を太政官に申告せず、または太政官がそれを散齋の日の平旦に關係し、諸司に頒告することを怠った時は笞五十。祭祀の所司にして故意に祭事を廢せば徒一年。規定の幣帛を整えずもしくは全く欠如するものは杖六十以上百以下の刑に処すこととなっていた。なおこの場合も「中小祀通減二等」とあって、中祀は大祀から、小祀は中祀からそれぞれ二等づつ減ずる決りとなっていた。この大祀不預申期条は、たとえそれが理念的とはいへ「百官之主」である神祇官や事実上百官の頂点にある太政官さえも祭祀の等級に関する規制から自由ではなかったという意味で注目すべきものがある。

また④の名例律の大不敬条は「八虐」の一つに数えられているものである。八虐とは律の諸条文のなかから支配秩序そのものを揺がす諸罪を抽出したもので、「大不敬」は天皇に対して不敬に当る行為のことである。「盗大祀神御物」もまさにこれに当る。またその刑は賦盜律の⑤にみられるごとく、「中流」と定められているが、刑量は唐律と比較してもあまり大きな相違はみられない。

さらに①④、すなわち衣服令の諸臣条と内命婦条は、い

關係を正面から論議するつもりはないが、古代政治史の最も緊張した事柄の一つに祭祀の等級の問題が存在したことを確認し、注意を喚起しておきたいと思う。

以上、律令制下の祭祀の等級制度を急ぎ概観してきたが、従来等閑視されてきたこの制度が律令官人の齋を中心として予想以上にさまざまな分野に規定性をもつ存在であったことが明らかになったと考えられる。では、このような祭祀の等級制度はいつ、いかなる目的で設けられることになったのであろうか。次にこの点を考えてみることにしよう。

二、日本における等級制度の特質

祭祀の等級制度がいつ成立したかについては「はじめに」でも触れたごとく研究の著しい立遅れによって、ほとんど明らかでないのが現状である。ただ祭祀の等級を定めた養老神祇令月齋(①)条のうち「一月齋為大祀」の部分については、令集解のなかで大宝令の注釈書とされる古記が前掲②の公式令論奏式条の「大祭祀」に注して、「古記云。問。

ずれも五位以上の諸臣及び女官が礼服を着すべき祭祀や典禮について定めたものである。そのなかに大嘗・元旦と並んで「大祀」が加えられているのが注目される。これは祭祀の等級制度と「宮門内」の「身目標識」⁽²⁾としての意味をもっていたとされる服制とがきわめて密接な關係にあったことを物語るものと考えられる。

また①の獄令五位以上条は前掲の②③との関連で死刑執行を忌避すべき日について定めたものである。大祀は散齋の一ヶ月、中祀は三日、小祀は一日の間死刑を延期する決りとなっていた。これも祭祀の等級制度が律令国家の断獄手続に大きな影響を与えていたことを示すものと考えられる。最後に②の公式令論奏式条は、太政官が天皇に上奏しうる論奏の書式、作成手続及びその事項を定めたものである。論奏とは、論奏・奏奏・便奏の三種の太政官奏の一つで、もっとも重要な国政に関する事項について、議政官の合議の結果を天皇に奏上し裁可を求めるときに用いられる公文書の様式のことである。すなわちこの論奏は、議政官がいくつかの事柄について天皇の権能に容喙することを認めたものであり、律令時代の天皇と議政官の關係を知るうえできわめて大きな意味をもっていたといえる。この議政官の論奏事項九項目の筆頭に「大祭祀」⁽³⁾があげられているのは注目されよう。もちろんここで律令時代の天皇と太政官の

右諸大祭祀。……又問。大祭祀。答。神祇令云。……、又条。一月齋为大祭祀」と記しているところから遅くとも大宝令(七〇一)には存在していたと考えられる。また「中祀」・「小祀」についても、前掲①の獄令五位以上条の「大祀」に注して「古記云、大祭祀、謂中小祀亦同也」とあるところからこの部分も大宝令の条文としての復原が可能であったとみて誤りないであろう。すなわちわが国の祭祀の等級制度は遅くとも大宝令の制定された八世紀初頭まで遡ることはほぼ確実であったと考えられる。従って問題はそれが大宝令において初めて採用されたものなのか、あるいはそれ以前まで遡りうるのかという点であろう。しかし管見ながら祭祀の等級制度が大宝令以前に存在したことを示す確実な史料はなく、その限りでは祭祀の等級制度が大宝令において初めて採用されたとみて誤りないと考えられる。では八世紀のはじめに律令国家は如何なる目的で祭祀の等級制度を導入することになったのであろうか。左の表を参照して戴きたい。

祠令關係条文

神祇令關係条文

二国有大祀中祀小祀、昊天上帝、皇地祇、福州、宗廟、皆為大祀月、星辰、社稷、先代帝王、鎮海濱、帝社、先蚕、孔宣父、齊太公、諸太子廟並為中祀、司中、司命、師、雨師、靈星、山

林、川沢、等並為小祀、州県社稷積奠、及諸神祠、亦准小祀例、

三六諸大祀中祀、有司行事、則光祿卿率太官令、詣闕進昨、
三七大祀、齋官皆散齋之日、平明集尚書省、受誓誠、其致齋日、三公於都省安置、所司鋪設、其餘官、皇城內有本司者、致齋於本司、無本司者於太常、郊社太廟齋坊安置、皆日出前到齋所、至祀前一日、各從齋所、晝漏上水三刻、向祠所、仍令平明清所行之路、道次不得見諸凶穢衰窳、過訖任行、其哭泣之聲、聞於祭所者、權斷訖事、
三八諸大祀、散齋四日、致祭三日、中祀散齋三日、致齋二日、小祀、散齋二日、致齋一日、齋官置理事如故、夜宿於家正寢、散齋之日、惟不得弔喪聞疾不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事、致齋惟祀事得行、其餘悉斷非庇、散齋致齋者、准清齋一宿、於本司及祠所、

11 凡散齋之內、諸司理事如旧。不得弔喪。問病。食完。亦不判刑殺。不決罰罪人。不作音樂。不預穢惡之事。致齋。唯為祀事得行。自余悉斷。其致齋前後。兼為散齋。

12 凡一月齋為大祀。三日齋為中祀。一日齋為小祀。

数字は条文の排列を示す

右表は日本の神祇令と唐の祠令の等級制度に関する条文を対比したものである。この表からわが国の等級制度が中国の制度を継承し、その大きな影響のもとに形成されていることはほぼ確実と考えられる。⁽¹⁾とくに神祇令の等級に関する二つの条文が祠令三八条をもとに立案されたことは疑いないところである。しかしその反面、条文の構成・排列

・文言などの相違点も多く、両者を詳細に検討すると質的ともいえる違いが指摘できる。以下その異同を検討しつつ日本における等級制度導入の目的、換言すれば日本における祭祀の等級制度の特質について考えてみたいと思う。
日唐両令を比較すると第一に、祠令は祭祀の等級に関する条文をその冒頭(第二条)部に掲げ、内容も後掲の諸条

文(三六・三八条)と有機的関連をもっているが、神祇令はその中程(一二条)に齋戒関係の条文の一つとして立案されているに過ぎないのが注目される。

第二に、神祇令の月齋条・散齋条はその文言などからみて祠令の三八条を継承して成立したと考えられるが、神祇令はこの三八条をわざわざ二つに分け、前後を逆にして立案しているのが注意される。すなわち、唐令では祭祀の等級に従って齋戒が規定されているのに対して、日本令では齋戒規定が主で等級が従という関係となっているといえる。

第三に、祠令は「昊天上帝、五方上帝、皇地祇、神州、宗廟を皆な大祀と為す」という文体をとり、どの神がどの等級に当るのかを明記する形となっているが、神祇令にはこれに当る条文がなく、わずかに「前件諸祭供神調度及礼儀、齋日皆依別式」(神祇令)、とのみあって、それが別式に記されていたことが知られるにすぎない。

第四に、祠令では大・中・小祀の散齋(致齋)は、それぞれ四(三)・三(二)・二(一)日の等差級数となっているが、神祇令では一ヶ月(三日)・二日(一日)・一日(一)日)とされており、大祀のみ特段の取扱いをうけている。

これは日本の等級制度が一方では確かに唐の三等級制度を継承しているものの、実質的には大祀とその他(中・小祀)という二等級制に近いものであったと考えられるので

ある。

ではこのような日唐両国の等級制度の相違はどのようにして形成されたか見たらよいのであろうか。結論から先にいえば、右の一・三の相違は両国が等級制度を導入した段階の神観念の在りようの違いに起因するのではないかと考えられる。

唐の祠令は、第一条(祭祀の等級に関する規定は第二条)のなかで、祭祀を天神の「祀」、地祇の「祭」、宗廟の「享」に区別している。ちなみに唐六典の祠部郎中員外郎条は、凡祭祀之名有四、一曰祀天神、二曰祭地祇、三曰享人鬼、四曰祫尊于先聖先師

とするが、これは祠令第一条の規定とも一致し、また宗廟に対して享とあるのは、人鬼をまつるのを享とすることによっていたことが知られる。すなわち、宗廟は祖先の靈魂をまつり、それゆえに享とされるのである。また事実祠令の各条文では、昊天上帝・五方上帝・日月など天に在る神には「祀」、皇地祇・神州地祇・社稷・山岳・流瀆のような地に在る自然物には「祭」、大廟のまつりには「享」の字を用いるなど明確な使い分けがなされている。祠令においてこうしたことが可能となった背景には、天神と地祇、両者を含めて自然神と祖先神を区別する神の観念がすでに完成の域にあったことを物語るものと考えられる。祠令が第二

条に祭祀の等級に関する条文を配置しえたのも、また祭祀の等級にしたがって斎の期定を決定しえたのも、さらには条文が「〇〇神を〇祀と為す」という文体を採りえたのも、こうした神観念の発展が前提にあったとみて誤りないであろう。

これに比して、日本の神祇令は第一条で

凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之

として、仲春の祈年祭以下一三種(一九箇度)の祭を列挙している。当然これらの祭祀は天神と地祇に区分されていたはずであるが、すべて「祭」とのみ記されており、両者を意識的に区分した形跡はみられない。これは神祇令の制定者が当時の神々をして唐令のように天神と地祇に区分することが困難であったことによるものと考えられる。日本の等級制度が、斎戒関係の条文の一つとしてしか定立されなかったのも、官人の斎(散齋)の期間によってしか祭の等級を示現しえなかったのも、おそらくこうした神観念の在りように規定されてのことであったと考えられる。すなわち、八世紀の初頭に成立をみた日本の等級制度は当時の神々の発展段階に規定されていかなる神をまつのかではなく、まさにいかにまつるかを基準として創出された制度であったとみることができよう。

もっとも日本の等級制度の特徴を、すべてこうした神観

念の在りように求めるのは問題がある。なぜならば先に第四に指摘した、日本の等級制度が実際には大祀とその他という等級制であった点などは、所謂神観念の問題とは関係なく、むしろそこにわが国が等級制度を導入した本當のねらいが包含されていると考えられるからである。

なおここまで縷々日本の等級制度を問題としながら、具体的にはどの祭がいかなる等級に当るかにについては、「別式」が存在することを指摘したにとどまり、ほとんど触れてこなかったといえる。その基本的理由は養老令の別式が一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』しか残されていないことにある。それゆえここでは右の問題を考える参考資料という意味に限定して同書神祇一、四時祭上を示せば次の通りである。

凡踐祚大嘗祭為大祀、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂等祭為中祀、大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭為小祀

このような延喜式の区分のなかで、まず注意されるのは、中・小祀に当る祭祀が四・六とそれぞれ複数存在するのに対して大祀はわずかに「踐祚大嘗祭」一つを数えるにすぎないことである。これは祠令の大祀が五つも存在するのに比べればきわだった特徴といえよう。さらに注意されるのは、唯一の大祀である「踐祚大嘗祭」が中・小祀などの恒

例の祭祀とは異なり、天皇の即位にかかわる臨時の祭祀であったことである。これは祠令にもそれに該当する祭祀がみられないことも併せて、日本の等級制度の最大の特徴であったということができよう。すなわち日本の等級制度は、さまざまな祭祀を神祇令の体系に再編成するに当り、天皇の即位にかかわる祭祀のみを大祀に格付して他の群小の祭祀と峻別するとともに、百官に斎という一ヶ月あまりの精神的緊張をすることによって、彼らの身心を即位のための祭祀に総動員することを最大の目的として導入された制度であったと考えられるのである。

もっともこれで問題のすべてが解決したわけではない。なぜなら延喜式で唯一の大祀に格付されている「踐祚大嘗祭」なるものがじつは養老神祇令には存在せず、神祇祭祀・王権史の分野でも最も謎多い点とみられているからである。次章ではこの即位祭儀の内容と等級制度の関係を探ってみることにしよう。

三、等級制度と即位祭儀

神祇令にみられる天皇即位関係の条文は次の三条である。

①凡天皇即位、惣祭天神地祇、散齋一月、致齋三日、其

大幣者、三月之内、令修理訖

②凡踐祚之日、中臣奏天神寿詞、忌部上神璽之鏡鉞

史苑(第四六卷第一・二号)

③凡大嘗者、毎世一年、国司行事、以外、毎年所司行事右の条文のなかで注意されるのは、延喜式では一つとなっている「踐祚」と「大嘗」がここでは明らかに別個の祭祀として位置づけられていることである。もっとも神祇祭祀に関する研究の一部には、天皇即位にともなう祭祀は延喜式にみられるように元来一つの祭祀であったものが、神祇令の編纂に当って便宜上二つの条文に分けられたにすぎないのではないかとする見方がある。しかしこの解釈もなぜ神祇令が本来一つであった祭祀をわざわざ二つの条文に分けなければならなかったのか説得的な説明がなされておらず、条文のとおり両者を別のものと考えるのが最も妥当であろう。

では肝心の「踐祚」及び「大嘗」と等級との関係はどうなっていたのであろうか。そこで注目されるのが②の即位条である。なぜなら②の祭祀には「散齋一月、致齋三日」の斎戒が義務づけられているが、その内容は①の月齋条を引くまでもなく、まさに大祀そのものであったからである。この即位条の祭祀について『令義解』は、「謂、即位之後、仲冬乃祭、下条所謂大嘗、毎世一年、国司行事」とする。すなわち、令義解は即位条の定める祭祀を天皇即位の後の仲冬(即位が七月以後であれば翌年の仲冬)に実修される大嘗祭のことと解したのである。このような解釈に立てば①

は②の大嘗条にのみかかることになり、唯一の大祀も大嘗祭であったことになる。しかし仮りに即位条が大嘗に関する規定であったとすれば、なぜ②の中で「大嘗」の語を用いなかったのか疑問であり、また条文も②に隣接して排列するのが自然なのにもかかわらず、三条も間を隔てて配置されるなど不自然な点が少なくない。これに比して、大宝令の注釈書とされる古記は、②の「大幣」の語に注して「古記云、……問、大幣意何、答、大幣、謂即位之時、惣祭天神地祇、為祭幣帛別地下定、三箇月内、令修理訖、此修理而散祭物各大幣」と述べ、即位条の祭祀を「即位之時」のものとして明記している点が注目される。古記のいう「即位之時」とは、踐祚条所引の古記に「踐祚之日、答、即位之日」とあることから明らかなく、先帝崩御ないし讓位ののちに時を移さずおこなわれる踐祚¹¹即位儀と④の即位条祭祀のことであったと考えられる。すなわち古記の解釈によれば八世紀には踐祚¹¹即位儀・即位条祭祀と大嘗祭とは明らかに別のものであり、大祀も前者についてのみ与えられた等級であった、と考えられるのである。なおこのような踐祚¹¹即位儀と即位条の祭祀が天皇の即位に際してどのような機能と役割を果していたかについては別に考えたことがあるので詳細はそれに譲ることとする⁽⁵⁾。ただ結論のみ示せば次の通りである。

「郊祀之礼」を継承して成立したこの新しい即位祭儀は、当時の人臣にさまざまな混乱を惹起したと考えられる。この踐祚¹¹即位祭儀から即位条の祭祀に至る経過が最初に確認される文武天皇の場合も、即位条の祭祀が執行されたのは踐祚¹¹即位祭儀からじつに四年もの年月を経た大宝二(七〇二)年のことでもあった。もっともこうした混乱は頭初より予想されたことでもあった。おそらく神祇令が祭祀の等級制度を導入し、踐祚¹¹即位祭儀から即位条の祭祀に至る一連の祭儀を他の祭祀と峻別し、大祀に格付するとともに、職制律を通じて厳しく官人の行動を規制したのも、この新しい即位祭儀の定着を意図してのことであったと考えられる。すなわち、従来ほとんど顧みられることのない即位条の祭祀の等級制度も古代天皇制を支える重要な支柱の一つとしての意味を持っていたと考えられるのである。

おとめにかえて

以上、古代日本における祭祀の等級制度を急ぎ検討してきたが、その結論をまとめると次の通りである。

- (1)日本の等級制度は決して理念的なものでも神令の単なる模倣でもなく、律令官人への規制を介して古代政治史へも一定の影響を与えうる可能性をもつ制度であった。
- (2)日本と唐の等級制度はかなり異同がみられるが、その多

まず踐祚¹¹即位儀は、新しい天皇(大王)が即位するときは「新宮」を建て年頭になるのを待って即位する七世紀以降の方式を継承したものである。もちろん律令制成立以降は即位の時期が限定されることはなくなり、場所も大極殿という恒常的な天皇の私的空間に王臣公卿を召いて即位の旨を宣告する即位儀礼のなかでは最も重要な、しかし同時に専政的性格の強い儀式となっていた。一方、即位条の祭祀は「惣祭天神地祇」を名目として全国から神主・祝を宮城内の神祇官に召集し、新しい天皇のさきわいを祈る祭の八場^Vに百官とともに列席させることによって、その「君臣」関係を確認させるとともに天皇の即位を在地の奥深く知らしめるために設置された祭儀であったと考えられる。なおこの祭儀は古代中国の皇帝が帝位就任後南郊に天神を祀ることによって即位を完了したといわれる「郊祀之礼」に倣ったものである。ただ神觀念が高度に展開した中国の場合は、新帝が天神を親しく祭ることによってその結び付きを強調し、即位の正統性を獲得することができたが、神々の在りようの異なる日本の場合には神主・祝を祭の場に陪席させ、その直裁的、人格的・呪術的關係を介してはじめて即位の正当性を獲得することが可能であったと考えられるのである。

もっとも七世紀以来の伝統的な大王就任祭儀と中国のくは両国の神觀念の発表段階の相違に由来するものである。る。

- (3)しかし神令では大祀が複数存在するのに、日本では踐祚¹¹即位・即位条祭祀一つのみであったことは注目される。これは踐祚¹¹即位・即位条祭祀という新しい即位祭儀を軌道に乗せ、王権の安定的継承を確立するために一ヶ月の斎を設け、律令官人を中心に人心を即位祭儀に収斂することによってその目的を遂げようとするものであったと考えられる。大方のご叱正をお願いしたい。

(1) 国家祭祀の等級制度に触れたものとしては、『古事類苑』や『神道大辞典』がある。しかし管見ながら個別の論文はなく、梅田義彦『宗教制度史』など概説書で触れられるにすぎない。ただ所謂大社・中社・小社との関連で等級制度に論及したものとしては、滝川政次郎『律令の研究』、「律令における大神宮」(『神道史研究』914・一九六一年)、利光三津夫「律令にいう「大社」の意義と「大社」破壊の罪の性格」(『史学雑誌』七三・一九六四年)、直木孝次郎「律令制と伊勢神宮」(『史学雑誌』七三・一九六四年)、渡辺寛「律令における『大社』について」(『皇学館大学紀要』九一・一九七一年)、楠本行孝「律令にみる『大社』についての一考察」(『唐律との比較を中心に』、『神道研究集録』

日本律令国家祭祀の等級について(矢野)

- 九号・一九八六年)
- (2) 武田佐知子『古代国家の形成と衣服制』一九八四年
 - (3) 早川庄八「古代天皇制と太政官政治」(『講座日本歴史』一九八四年刊)
 - (4) 中国の等級制度については金子修一「唐代の大祀・中祀・小祀について」(『高知大学学術研究報告』25―2・一九七六年)
 - (5) 拙稿「律令国家の祭祀と天皇」(『歴史学研究』別冊「民衆の平和と権力の平和(続)」所収一九八六年)